

第 105 回 新宿区住居表示審議会

平成 25 年 8 月 7 日(水)
新宿区役所第二分庁舎
分館 1 階会議室

新宿区地域文化部地域調整課住居表示係

午前 9 時 58 分開会

1. 開会

○事務局

おはようございます。委員の皆さまお揃いですので、定刻の前ですが、第 105 回住居表示審議会を始めさせていただきます。

本日の審議会の進め方ですが、お手元の次第に沿う形で、前回、4 月に開催しました第 104 回の審議会以降の坂町地域における住居表示の趣旨普及の状況について、まずご報告いたします。その後、審議会を暫時休憩として、坂町地域の地元審議委員の委嘱式を行います。後方の席が半数空いていますのは、後ほど地元委員の方々に座っていただくためです。その後、基本委員と地元委員の合同の審議会に移行し、区長から坂町地域の住居表示について諮問を受けていただきたいと思います。

では、会長、お願いいたします。

○会長

おはようございます。開会に先立ち、本審議会は、15 名で構成され、12 名の出席をいただいているので、新宿区住居表示審議会条例第 6 条の規定により、過半数を超えていることから、会議は有効に成立しておりますことを報告します。

2. 区長あいさつ

○会長

それでは、初めに区長からご挨拶をお願いします。

○区長

皆さん、おはようございます。新宿区長の中山弘子です。本日は、ご多忙にもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

4 月に開催させていただきました前回の審議会では、「住居表示の実施基準の改正」について、ご審議していただきました。また、詳細については、後程、事務局から説明させますが、住居表示の実施基準の改正手続きを踏まえ、4 月以降、坂町における町会役員との意見交換、住居表示ニュースの発行、地域説明会の実施と、坂町地域での住居表示の趣旨普及に努めてきたところです。

地域説明会の開催にあたっては、坂町を管轄する新宿郵便局・四谷消防署からも 4 日間連続で、職員の方を派遣していただき、それぞれの立場から住居表示の必要性や未実施地域での課題等、日頃、お仕事を進めていく中で感じていることとお話しいただいたと報告を受けています。この場を借りて、あらためて御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

さて、本日の審議会では、こうした流れを踏まえ、坂町地域での実施案を検討するための地元委員の皆様の委嘱と実施案を検討していただくための諮問をさせていただきたいと思っています。坂町での住居表示の実施にあたっては、先般の実施基準の改正を踏

まえ、地域の歴史的な沿革や地域コミュニティへの影響等も考慮した実施案を策定していただくことが大切であると私は考えています。

本日の審議会では、それぞれのお立場から積極的なご意見を賜り、坂町地域にふさわしい実施案の検討を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。すみません、座ったまま進行させていただきます。

3. 議事 坂町地域での趣旨普及の取り組み状況について（報告）

○会長

では、さっそく議事に入りたいと思います。まず、前回104回の審議会は4月17日に開催し、新宿区における住居表示実施基準の改正がされたところですが、その後の坂町地域での住居表示の取り組みについて、事務局から報告をお願いします。

○事務局

はい、それでは、4月以降の坂町地域での趣旨普及の取り組み状況について具体的に報告いたします。

資料2をご覧ください。こちらの資料によりまして、本日の第105回の住居表示審議会に至るまでの流れについて、特に6月28日から7月1日までの4日間、地域説明会を開催しています、このことを中心に報告をさせていただきます。

まず、4月に第104回のこちらの審議会において、実施基準の改正についてご審議いただきまして、改正の方向でいだろうということでもとめていただきました。

それを受けまして、4月19日に実施基準の改正を行っています。

これを受けまして、4月20日に坂町町会役員会にお邪魔しまして、改正の内容を報告しています。また、地域への趣旨普及をすすめるために住居表示ニュースを発行していきたいこと、住居表示説明会を開催することで、地域の多くの方に直接ご説明し、意見交換をしていきたいことをお願いしまして、町会役員の方との意見交換を行いました。

で、その後、6月10日のところで、住居表示ニュース第1号を発行しています。この第1号の内容は、今後、住居表示の実施を検討していきたいという投げかけをしているものでございます。坂町地域全戸、坂町は世帯数で約1400ありますが、世帯全体に対して、また坂町地域にはおよそ200の事業所がありますが、地域の全ての事業所に対しても、ポスティングをいたしました。この住居表示ニュースは、お手元の参考資料①、青い耳のついている資料になります。第1号の表面には、坂町地域の皆さまへということで、住居表示を検討してみませんかという投げかけになっています。裏面にはよくある質問を簡単に紹介しています。

6月17日にはですね、住居表示ニュース第2号を、同じように全世帯、全事業所に配付しています。第2号の内容は、説明会開催についてお知らせするものです。6月28日から7月1日まで、平日の昼・夜、土日の昼・夜ということで、日程を組みまし

て説明会を行いました。

で、説明会の内容を具体的にご紹介していますが、住居表示ニュース第 3 号、こちらでございます。ピンク色の紙で、A3 版の見開きになっています。二つ折りの後ろのところ、4 ページ目をご覧ください。こちらが、説明会当日の参加者、説明の概要になっています。4 日間の説明会で 61 名に出席いただきました。説明は、①区からの説明と、②の郵便局からの説明、③の消防署からの説明を頂戴しまして、その後質疑応答という流れをとっています。

説明の内容は、こちらに書いてありますとおり、住所とは／住居表示とは／坂町の歴史・町名の由来／住居表示未実施地域の課題／住居表示の実施方法／実施した場合の住所の表し方／実施のメリットやデメリット／実施後の区が行う手続きや皆様に行っていただく手続き／説明会以降の実施の至るまでの流れということ、当日区から説明いたしました。

この説明の内容は、参考資料②として、当日の会議録がございます。大変恐縮ですが、お時間のあるときに一読いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ピンク色の資料に戻りまして、当日の新宿郵便局からの説明の内容でございますが、今の地番を使った住所は、番号に規則性がないこと、同一地番に複数の建物があることから配達に苦労していて、郵便局が苦労するだけならいいけれど、確認のために配達が遅れたりすることがあり、至急性のある郵便の配達に苦慮している、また、更地に新しい建物が建った場合、郵便局は土地の番号がわからないので住所がわからないという悩みがあるとのこと説明でした。住居表示を実施した場合には、一時的に旧住所と新住所が錯綜する場合があるけれど間違いのない配達に努めていきますとのこと説明もありました。

それから、四谷消防署からのご説明は③になります。今の番地であっても消防車が到着しないということはないけれども、火事は炎や煙でわかりますが特に夜間の救急はわかりにくいこと、四谷の救急車がすでに出動している場合には他の署の救急車が出動するので、四谷消防署は管内の詳細を把握していますが、他の署の場合は坂町の中の 1 軒 1 軒まで詳しくないので、カーナビで近くまで行ったとしても、その先は地図で探さなければならない。1 分 1 秒を争う現場では、住居表示を実施した場合には、規則的に住所が表示されるので、被害傷病の程度が軽くなる可能性があり、安全安心なまちにつながりますというご説明がありました。

こうした説明に対するまちの方の反応というか、ご意見というのが、中の見開きにあり、『説明会でいただいた主なご質問』のところでございます。4 日間の説明会の中で共通してありましたご質問などをいくつかご紹介したいと思います。

まず質問①、住居表示を実施した場合に坂町の町名は変わるのかというご質問です。今回、歴史的経緯や地域コミュニティへの影響を考慮するということで、実施基準の改正をしたところがございますので、直接は審議会での検討事項になりますが、区としては、“坂町”、または江戸時代から明治時代まで四ッ谷坂町という町名でしたので“四谷

坂町”という町名がふさわしいのでは、というお答えをしました。

それから、質問②、質問②－２では、実施までの時間や手続きをする時間についての質問でした。これも当日のパワーポイントで説明したところですが、とんとんと進んだ場合でも１年半から２年くらいかかりますということをお答えしました。４月の審議会においても地域への説明をしっかりと行うようにとのご意見もいただいておりますし、こういった点については丁寧にやっていきたいと思っています。

それから質問の④－２のところでは、やはり皆さん自分の所が何番になるのかということが一番興味関心のあるところでございます。この後地元審議会で具体的に検討していただくことになりますので、検討がまとまり次第、説明会を開催し、しっかり説明いたしますとお答えしました。

質問の⑧で、地番に不便を感じないなか、なぜ実施しないといけないのかというご質問をいただきました。今の地番を使った住所は、同じ地番に複数の建物が建っていたり、数筆の土地に跨って建物が建っていたりして、住所としてわかりやすくなっていないこと、なによりも、土地の番号は相続などの住所とは関係のない要因で変わってしまう可能性があり、その場合、番号が飛び飛びになったり、前後したりしてしまう状況があります。わかりやすいまち、安全安心なまちをつくることについて、消防署からの説明もありました。来るべき災害に備えることや、災害弱者の安否確認等を確実にを行うためにも、住居表示を実施して一つ一つの建物にプレートを付けていくことが必要ではないかという説明をいたしました。

右の上にまいります。質問⑧－２に、今の番地が変わると混乱する、高齢者に新しい住所になじめないのではないかというご質問でした。確かに一時的に混在することは予想されますが、片町や市谷台町など、平成に入ってから実施した地域で長期間混乱するようなことはありませんとお答えしました。

それから、質問⑩、⑩－２で、住居表示を実施する場合のメリット・デメリットについて質問がありました。メリットは、住所がわかりやすくなり、郵便や宅配の誤配・遅配が少なくなること、緊急車両の到着が早くなること、災害時の安否確認等が容易になることで、安全安心なまちづくりにつながることをメリットとしてお答えしました。一方デメリットについては、一時的なこととはいえ、地域の皆さまに住所変更手続きを、例えば運転免許証や銀行など、していただかないといけないので、ご負担をおかけしてしまうことがあります。

それから、質問⑬については、今まで４０年５０年やらずにきて、どうして今、坂町でやろうとしているのかというご質問でした。区では、区内全域で住居表示の実施を目指しており、直近で隣接する片町で実施して以降、継続的に町会役員さんと懇談していて、今日の説明会をむかえていることをお答えしました。

あと２つ、ご紹介いたします。質問の⑮、審議会で実施を見送るという結論が出たら実施しなくてよいのですかというご質問です。審議会は、住居表示の実施案を検討する組

織です、実施するかしないかを決める組織ではありません。審議会で実施案をまとめていただいたら説明会を行いますので、その段階で、個々人の方に実施した方がよいのかどうかのご判断をくださいと説明しています。

それから、質問⑩、住民投票をしないのですかということですが、実施する・しないの判断にあたっては、住居表示のしくみや実施案の内容、メリット・デメリットなどについてしっかりと説明し理解をいただくことが何より重要と考えています。ご理解を深めていただく中で実施すべきかどうか判断をいただければということで、単純に賛成とか反対とか○×の形で住民投票を行う考えは持っていないとお答えしました。

少し長い説明になってしまいましたが、当日の質疑の中では、実施を前提にした具体的な質問と、そもそものところで、なぜ住居表示を実施する必要があるのかという、その両方の質問があり、やりとりをしています。先ほども申し上げましたが、当日の内容については、参考資料②に詳細が載っていますので、ご一読いただければということをお願いしまして、報告を終わらせていただきます。

○会長

ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しましてご質問ご意見がございましたらご発言いただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

○A委員

ちょっといいですか。今日はこの105回の審議会ですね、この後地元の審議会が今日組織されるのですね、そして実施案を検討するということだが、その後は、もう一回我々のこの審議会にかかってくることになるのかな。

○事務局

はい、そうなります。

資料の⑥をご覧くださいませるか。これはこの後のテーマになるのですが、今日は第105回の審議会を開催していますが、今日の後半のところで地元委員の委嘱をし、坂町の地元審議会が組織されます。坂町地域の実施案はこの地元審議会です。具体的に検討することになります。それがこの資料の第1回、第2回、第3回以降の地元審議会になります。地元審議会において実施案のまとめ、資料の下から4つ目のくくりになりますが、実施案をまとめていただいたら、このたたき台の段階で、区として坂町地域の方に説明会を開き、説明させていただきます。その中で街区割などの諮問事項についてご意見をいただいた場合は、ここにありますように、地元審議会に戻しまして実施案の再検討を行います。概ねの理解を得られたところで、第106回の合同の審議会を開催し、地元審議会からまとめた実施案を報告し、事務局からも地域説明会での意見などをご報告いたします。そのうえで、こちらの審議会、実施案の内容や地元の意見の聞き取りの状況についてご審議いただき、これなら区長に答申できるとご判断いただければ、区長へ答申していただいて、その後議会の手続きに入っていくことになります。という流れを考えています。

○A委員

もう一つ、説明会の質問の中にもあったが、要するに住居表示が変更になって、そして住民自ら届出をしなければならないというのがいくつかありますね。高齢者の場合、そうスムーズにはいかない、そういった場合の区側のお手伝いというか、こうした方がやりやすいというようなことを整理した方が僕はいいと思う。申請主義なんだから、あなた方勝手にやりなさいでは、高齢者は困ってしまうのではないか。例えば、財産に係るような問題なども、手続きが必要な場合があると思うのだから、その辺はどうなのか。

○事務局

おっしゃるような問題があると思います。高齢者の方にもきちんと説明していきたいと考えております。説明会当日も、登記手続きについて、こういう場合どうするのかという質問がありました。それらについては、例えば委任状の見本ですとか、申請書についても、乱暴な言い方ですが、あとは名前と判子さえつけばいいような書類を用意しまして、具体的な手続きを説明し、その辺のフォローはしっかりやっていきたいと思えます。

○A委員

そういう配慮は必要だと思う。この説明会には 61 人しか出席していない。大概の人が来ていないが、決まれば届出などをやらなければいけないのだから、いずれそういう問題が出てくるだろう。そういった場合に、課長が言うように丁寧にやってもらえれば、住民も納得するだろうと思う。よろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございます。

○B委員

説明会の会合を 4 回開催し、平日と土日、時間帯を午前と午後と、大変親切な対応の仕方だと思います。今後もいろいろと説明会等を開催することが出てくるとは思いますが、そのときも住民の立場にたって、ぜひ今回同様の対応をしていただきたいと思います。

○会長

そのほかにございせんか。ないようですね。

○事務局

はい、それでは、この報告案件に対しましてご質問はこれまでのようですので、このあと地元委員の方に中に入ってくださいますので、大変恐縮ですが、入っていただくまでの間、暫時休憩とさせていただきます。今別室のほうにいますので、呼んでまいりますので、大変恐縮ですが、すみません。

(休憩中)

4. 委嘱式

○事務局

おはようございます。それでは、坂町地域の住居表示地元審議会委員の委嘱式を行います。お一人ずつお名前をお呼びしますので、その場でご起立をお願いいたします。

順にお名前をお呼びいたします。三浦昭様。

○区長

委嘱状、三浦昭様、新宿区住居表示審議会委員、坂町地域地元委員、を委嘱します。

委嘱期間、平成 25 年 8 月 7 日から坂町地域審議終了まで、平成 25 年 8 月 7 日、新宿区長、中山弘子。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

水野美行様。

○区長

委嘱状、水野美行様。以下同文ですので、省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(以下名簿の順、多田久男様、小山裕子様、今井久子様、西浦信義様、小林俊夫様、加藤達夫様、神田麻様、福光恵様に同様に委嘱状を交付)

○事務局

これを持ちまして、委嘱式のほうは終了とさせていただきます。それでは、引き続きまして、住居表示審議会を再開させていただきます。会長、よろしくお願いいたします

(休憩終わり)

5. 再開

○会長

それでは、第 105 回住居表示審議会を再開します。ここからは合同の審議会になります。本審議会は、25 名で構成され、うち 23 名の出席をいただいているので、新宿区住居表示審議会条例第 6 条の規定により、過半数を超えていることから、会議は有効に成立しておりますことを報告します。

はじめに、事務局から委員の紹介をお願いします。

○事務局

はい、それでは事務局の、私、地域調整課長から委員の皆さまを紹介いたします。本日出席の委員の皆さまは、お手元の資料の③、基本委員の皆さま、それから、ただいま委嘱を行いました、お手元の資料の④、坂町地域の地元委員の皆さまになります。順にご紹介いたします。最初は名簿と少し順番が違いますが、大崎秀夫住居表示審議会会長、新宿区町会連合会会長でございます。

○会長

大崎でございます。よろしく。

○事務局

大熊勝住居表示審議会副会長、四谷地区町会連合会会長でございます。

○副会長

大熊です。よろしくお願いいたします。

(以下名簿の順、山添巖委員、菊池俊之委員は所用により欠席、平田達委員、清水靖夫委員、竹之内勉委員、大崎秀夫委員、大熊勝委員、中村廣子委員、梅澤一夫委員、名取宗彦委員、細谷賢委員、鈴木秀章委員、富井通高委員、権藤英一郎委員、酒井敏男委員は所用により欠席)

○事務局

地元委員の方を、改めてご紹介いたします。町会推薦、地元の坂町町会から、三浦昭委員でございます。

○C委員

坂町町会会長のCと申します。よろしくお願いいたします。

(以下名簿の順、水野美行委員、多田久男委員、小山裕子委員、今井久子委員、西浦信義委員、小林俊夫委員、加藤達夫委員、神田麻委員、福光恵委員)

○事務局

続きまして、事務局を紹介いたします。地域文化部長の加賀美でございます。私地域調整課長の山田でございます。住居表示係長の水谷でございます。住居表示係の職員、須永でございます。大竹でございます。古谷でございます。もう一人阿部という職員がおります。以上が事務局となりまして、坂町地域の住居表示の事務をとらせていただきます。

6. (1) 諮問

○会長

はい、では続いて議事に入ります。坂町地域の住居表示について、区長から諮問をお願いいたします。

○区長

はい、それでは諮問をさせていただきます。新宿区住居表示審議会会長様、新宿区長中山弘子。坂町地域の住居表示に関する諮問について。諮問事項、坂町地域の住居表示の実施案について、1つ、実施区域、2つ、町の名称、3つ、街区割及び街区符号、4つ、その他坂町の住居表示の実施に必要な事項、諮問理由でございますが、新宿区の住居表示については、昭和37年12月に新宿区全域を街区方式により住居表示を実施することを議決してから、昭和40年8月の西落合・中落合・中井地域以降、平成21年2月の片町地域での実施に至るまで、84町丁、面積比74.65%で実施しています。住居表示の実施にあたっては、合理的でわかりやすいまちの区域を設定する街区方式の考え方を基本としつつも、町の沿革や歴史的経緯、地域コミュニティへの影響等にも十分に配慮し、進めていくことが大切であるとの認識の下、第104回住居表示審議会での諮

審議を踏まえ、平成 25 年 4 月 19 日には、「新宿区における住居表示実施基準」の改正を行ったところです。坂町地域の住居表示にきましては、こうした実施基準の改正を踏まえ、坂町地域の歴史的な沿革や、地域コミュニティへの影響等も考慮した、坂町地域にふさわしい実施案を策定し、進めていく必要があります。そうした意味から、今回の諮問事項を、どうぞよろしくお願い申し上げます。皆さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長

区長、ありがとうございました。ただいま、区長から坂町地域の住居表示の実施案について、諮問を受けました。住居表示をすすめるにあたっては、住民の方々の合意を得るということが必要です。そのためには、この坂町地域にふさわしい住居表示の実施案を作らねばなりません。新宿区住居表示審議会条例第 3 条の規定により、当該特定区域に関する事項についてのみ調査審議する地元審議委員が定められており、今日こちらの 10 名の方が委嘱されました。これから、坂町地域の実施案の検討を、皆さんよろしくお願いいたします。

また、今後の地元での検討にあたって、学識経験者の清水委員に、専門的な立場から助言などをいただければ、地元審議会での検討にもいいと思います。D 委員、お願いできますか。よろしくお願いいたします。

○D 委員

ご指名でございます。急なことで用意した言葉がないのですが、前回いろいろ資料を拝見しました。私自身、生まれは柏木二丁目です。皆さんもうご存知ないでしょうか、今は住居表示によりまして北新宿二丁目となり、精神的には混乱したこともございました。私の専門は古い地図でございます。それを現在の地図に重ねあわせて見ると、都市によっては従来のコミュニティを壊してしまうことがあり、それが一番怖いことだと思います。特に高齢化の社会においては、町名に関しては大切なことだと思います。今のお話しにもありましたように、新宿区ではだいぶ直している、そして私自身は再開発によって 1 km ほど移動しました。母が高齢でしたので、知っているところにとっと思っていましたが、住居表示についても記憶していました。また、どこにでもあてはまる方式で住所が決まっているおかげで、散歩に出ましても帰ってこられたのです。たとえ地図を持たなくても、目的の場所が初めての場所であっても、到着できるのです。住居表示とは、将来的にも通用する形にしておくことです。地番の筆は細かく分かれていて大変わかりづらいですが、回覧板など昔のまままわってきます。お互いに住所の並びを理解していき、とてもうまくいっています。各地の住居表示された地図と古い地図を見ているのですが、新宿区が今目指している方向性には安心しております。言葉は足りないかもしれませんが、よろしいでしょうか。以上でございます。

○会長

D 委員、ありがとうございました。よろしくお願いします。

(2) 坂町地域での住居表示の検討の進め方について

○会長

では、坂町地域での住居表示の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。お手元の資料の番号⑥、青い紙のものをご覧ください。坂町地域での今後の進め方の案でございます。はじめに第105回住居表示審議会と今日の審議会のことが書いてあります。先ほど区長から当審議会に坂町地域の住居表示について諮問をしました。この後11時くらいからになりますか、第1回地元審議会を開いていただきたいと考えています。その中で地元審議会の会長を選んでいただき、具体的な検討事項、進め方の確認をして、ご議論をしていただきます。その後、第2回、第3回以降の地元審議会を開催して、月に1回程度の検討を基本にと思っておりますが、実施案をおまとめいただきます。実施案がまとまりましたら、6月の終わりから7月の頭にかけて開催しました説明会と同じように、区として地域の方に説明をする予定です。この実施案に対して、審議会の所掌事項に関わる部分のご意見、例えば街区割のこの部分をこういうふうにしたらどうかなどの内容があった場合は、地元審議会に戻りまして、再検討をお願いしたいと考えています。そうしたプロセスを経て地元の概ねの理解が得られれば、地元審議会としてまとめたものを、第106回、次回の合同の審議会で報告をします。合同の審議会でこの実施案で問題ないとのご判断が頂戴できれば、諮問への区長への答申をしていただき、区長は答申を受けて議会手続きをとっていくことになります。事務局からの説明は以上になります。

○会長

はい、ただいまの説明に、ご質問ご意見のある方はご発言をお願いいたします。
ございませんか。

7. 閉会

○会長

それでは、合同の審議会をこの辺で閉会したいと思います。最後に区長からごあいさつをお願いします。

○区長

本日は、委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。

先程、地元委員の皆様の委嘱と、坂町地域での住居表示の実施案に関する諮問をさせていただきました。皆さま、快く委員をお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。そして坂町地域の実施案に対する諮問をさせていただいたところです。

地元委員の皆様には、町会・民生委員・企業・公募といった、それぞれの立場から、合理的でわかりやすいまちの区域を設定するという住居表示の基本的な考え方をベース

としつつ、坂町地域の歴史的な沿革や、先ほど清水委員からもお話しいただきましたような地域コミュニティへの影響等も考慮した、まさに坂町地域にふさわしい実施案を取りまとめていただければと願っております。

また、基本委員の皆様には、それぞれの委員の持つ専門性やご見識の下に、地元委員の皆様の検討をサポートしていただければと思います。

長年、慣れ親しんだ住所を変更するということは、地域の皆様にとって大きな負担を伴うと思いますが、生活の利便性の向上はもとより、緊急車両の到着時間の短縮ですとか、災害時の安否確認が容易になる等、地域の安全安心にも寄与するものです。

是非、こうした点もご理解いただき、実施案を取りまとめていただければと思います。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様、本当にどうもありがとうございました。

地元委員の皆さまには、これから検討を始めていただくわけですが、暑い中、毎月1回くらいのペースとのこと、大変だと思いますけれども、よろしくお願い申し上げます。

○会長

区長、ありがとうございました。それでは、第105回の住居表示審議会を閉会します。皆さま、ありがとうございました。なお、D委員と地元委員の皆さまは、引き続き地元審議会を開催し、今後のスケジュール等の打ち合わせがあるそうですので、このままお待ちください。よろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

午前11時開会